

内務省官制中改正ノ件外五件審査委員會

昭和十五年十月二十九日(大曜日)本院事務
所ニ於テ開會

出席者

原 議長

鈴木副議長

審査委員長

有馬顧問官

審査委員

窪田顧問官
清水顧問官
松浦顧問官
潮顧問官
二上顧問官
三土顧問官

國務大臣

安井内務大臣

説明員

村瀨法制局長官

森山法制局参事官
挾間内務次官
飯沼内務省神社局長
阪本考證官
石井内務書記官
安田内務事務官
堀江書記官長
諸橋書記官
高辻書記官

(午後一時三十分開會)

有馬委員長開會ヲ宣ス

安井内務大臣ヨリ本案ノ大綱ニ付説明アリ

窪田委員ヨリ民間年來ノ要望タル神祇官設置ニ對スル政府ノ見解及神祇院ヲ内閣ノ所屬トスルコトニ付テノ當局ノ所見ヲ求メタルニ對シ安井内務大臣ヨリ直接祭祀ヲ行ハシメントスル意味ニ於ケル要望ハ尙相當考慮ヲ要スベク祭祀ヲ行ハズ神社行政ノ伸張ヲ期セシメントスル意味ニ於ケル要望ハ本案ニ依リ略

充足セラレベク之ヲ内閣直屬トスルコトニ付テハ本案實現後研究スベキ旨ノ答辯アリ

清水委員ヨリ國ノ祭祀ト宮中ノ祭祀トヲ合一スルコトニ付當局ノ所見ヲ求メ且神宮皇學館ハ神職養成ノ見地ヨリ之ヲ内務省所管ト爲スヲ適當トスベシト訊レタルニ對シ飯沼神社局長ヨリ祭祀ノ合一ニ付テハ今後充分ニ調査研究スベキ旨神宮皇學館ハ曩ニ人材ノ吸收ヲ圖リ大學令ニ依ル大學トシ從ツテ文部省所管ト爲リタルモノニシテ神職養成ノ點ニ付テハ内務省ト充分ニ協カスベキ旨ノ答辯アリ

松浦委員ヨリ神職ノ養成及其ノ教養指導ノ方法ニ付質問アリタルニ對シ安井内務大臣ヨリ養成ニ付テハ神宮皇學館アリ明年度ヨリ之ニ専門部ヲ置ク旨、教養指導ニ付テハ中央地方ニ於テ長期又ハ短期ノ講習ヲ爲ス旨ノ答辭アリ

潮委員ヨリ本案神祇院ノ各局ハ二十名内外ニシテ而モ之ヲ夫々數課ニ分ツ事務處理上ノ利弊ヲ訊シ且靖國神社ハ陸海軍大臣ノ所管ナルモ神職ノ交流其ノ他ニ鑑ミ少クモ陸海内務三省ノ共管ト爲スヲ可トスベシトシ當局ノ所見ヲ求メタルニ對シ安井内務大臣

及村瀨法制局長官ヨリ神祇院ノ事務ハ別系統ニ屬スル特殊事務多ク書記官ノ外技師、考證官ヲモ課長トシ其ノ事務ヲ專心處理セシメンガ爲數課ヲ分チタル旨、靖國神社ノ所管ニ付テハ將來研究スベキ旨ノ答辭アリ

二上委員ヨリ神社行政機關ヲ擴大スルノ要望ハ太寶令ニ依ル神祇官ノ制度ニ基クガ如キモ其ノ地位ハ從四位ノ下ニシテ只官省ノ順序ニ於テ太政官ノ上ニ在リタルニ過ギズ現在ノ機關ハ既ニ其ノ規模ニ於テ神祇官ノ比ニ非ズ寧ロ國費節約ノ見地ヨリ其

ノ廳大ニ失セザル様注意ヲ要ストシ唯ダ皇室令ニ依ル宮中ノ祭祀ト國ノ祭祀トハ綜合的ニ一機關ニ於テ掌理スルコトヲ適當トスト論ジタルニ對シ安井内務大臣ヨリ慎重考慮スベキ旨ノ答辯アリ同委員ハ尚所管大臣ヲ總裁トスル必要ヲ問ヒ官ノ種類ハ多岐ニ亘ラザルヲ可トスベク各廳ニハ必ズ調査事務ヲ存スルニ本院ニ調査官ヲ特設スル理由及考證官トノ關係ヲ訊シ且祭務官教務官ノ任用規定及神職ノ試験制度ヲ尋ネタルニ對シ安井内務大臣及飯沼神社局長ヨリ所管大臣ヲ總

裁トシタルハ兩者ノ關係ヲ善クセンガ爲ナル旨調査官ノ特設ハ神祇院ニ於テハ神社ト宗教トノ關係宮中ノ祭祀ト國ノ祭祀トノ關係等特殊ノ調査事務アリテ此ノ方面ノ學識經驗者ヲ特ニ任用スルノ要アルニ由ルモノニシテ考證官ハ具體的ニ神社ノ祭神由緒ニ付研究ニ從事スルモノナル旨祭務官教務官ハ孰レモ文官任用令第七條ノ規定ニ依リ任用スル旨神職ノ試験制度ハ官國幣社及神宮神部署神職任用令ニ依リ神職高等試験ト神職尋常試験ノ兩者ヲ存スル旨ノ答辯アリ

有馬委員長ハ右ヲ以テ質問終了ト認メ大臣及説
明員ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ儘可
決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シ審査報
告ノ作成ハ之ヲ委員長ニ一任スルコトニ決ス
仍テ委員長閉會ヲ宣ス

(午後五時閉會)

外務省官制中改正ノ件外六件第一回審査委員會

昭和十五年十月二十三日(水曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

原 議 長

鈴木 副議長

審査委員長

石井 顧問官

審査委員

7.

臨
密
院